

複数主体相互間の注意義務の確定基準

—— 伊万里市児童溺死事件控訴審判決について ——

法科大学院准教授 稲垣 悠一

福岡高等裁判所平成30年7月18日第1刑事部判決⁽¹⁾

(平成29年(う)第249号, 第259号, 業務上過失致死被告事件)

裁判所ウェブサイト, LEX/DB文献番号25449633

【参照条文】平成25年法律第86号附則14条により同法による改正前の刑法211条

1項前段

【事実の概要】

1 本件は、平成22年7月24日、都市と農村の交流を目的とする「農村チャレンジキャンプ」と称するイベント中の川遊びにおいて、参加した児童（小学3年生から中学3年生まで22人）のうちの1人（当時8歳）が溺水して死亡した事件である。

被害児童は、他の男子児童とともに、佐賀県伊万里市所在の伊万里市D地区活性化センター「E」から、南南東約700mのF川の川遊びの予定場所まで移動した後、同日午後3時55分頃、F川に入水して溺水し、同月27日午前9時38分頃、長崎県大村市内の病院において、低酸素性脳症により死亡した。

本件農村チャレンジキャンプを実施したC協議会は、伊万里市観光課に事務局を置き、同課の職員が事務局の職員を兼ねている。また、本件農村チャレンジキャンプが実施された伊万里市H地区では、村おこしのグループとしてI倶楽部が結成され、I倶楽部は、都市部の住民に農業体験等をさせるイベントを開催しており、C協議会の構成員となっていた。本件農村チャレンジキャンプにおいて児童を引率して監護に当たったのは、C協議会事務局にも所属していた伊万里市観光課の職員とI倶楽部のメンバーである地元住民であった。

(1) 本稿における本判決文の引用は、裁判所ウェブサイトの判決文の頁数によることとする。

2 検察官は、I 倶楽部の代表者甲、I 倶楽部において代表補佐の役割を果たしていた被告人乙、C 協議会事務局長であった伊万里市観光課課長丙、いずれも C 協議会事務局に所属する同課副課長丁、および同課職員被告人戊の 5 名を、業務上過失致死罪で起訴した。

前記 5 名に対する公訴事実は、数次にわたる訴因変更により、注意義務の内容が変更されたところ、最終的には、主位的訴因は、川遊びにおいて、参加児童にライフジャケットを着用させるか、そうでなければ、安全な監視態勢での実施計画を策定するなどの注意義務に違反したというものであった。また、予備的訴因は、児童らが溺水しないように監視し、溺れた場合には直ちに救助できる態勢をとるべき注意義務に違反したというものであった。

原審（佐賀地裁）は、甲および被告人乙の事件（以下、「事件 I」）⁽²⁾ に対する判決、丙、丁および被告人戊の事件（以下、「事件 II」）⁽³⁾ に対する判決を別々に宣告している。これらの判決は、甲、丙および丁については、主位的および予備的各訴因のいずれも認められないとして無罪（いずれも確定）とし、被告人乙および被告人戊については、主位的訴因を排斥しながら、予備的訴因に基づいて罪となるべき事実を認定し、被告人乙を罰金 70 万円（求刑罰金 100 万円）に処し、被告人戊を罰金 40 万円（求刑罰金 80 万円）に処したものであった。

3 これらの判決に対し、被告人乙および被告人戊がそれぞれ控訴した。被告人乙は事実誤認および法令適用の誤りを、被告人戊は訴訟手続の法令違反および事実誤認を主張した。被告人乙の事実誤認の主張は、次のとおりである。すなわち、原判決は、被告人乙が本件キャンプの実施を主導する立場にあり、1 人で男子児童を F 川に先に行かせることを決定したから、男子児童に付き添って川遊びの予定場所に移動したスタッフに監視および救助態勢が整うまでは児童らが入水しないよう監視を指示する注意義務があったと認定した。しかし、本件キャンプは、丙が事務局長を務める C 協議会が実施したのであり、被告人乙 1 人が男子児童を先に川遊びの予定場所に行かせることを決定したのではない上、丙らが男子児童に付き添って川遊びの予定場所に移動したのであるから、被告人乙にそのような注意義務は認定できず、原判決には判決に影響を及ぼすことが明らかな事実誤認がある、というもので

(2) 佐賀地判平成 29 年 5 月 29 日裁判所ウェブサイト、LEX/DB 文献番号 25545945。

(3) 佐賀地判平成 29 年 5 月 29 日裁判所ウェブサイト、LEX/DB 文献番号 25545946。なお、本稿における事件 I および II の判決文の引用は、上記ウェブサイトの判決文の頁数によることとする。

ある。他方、被告人戊の事実誤認の主張は、被告人戊は被害児童が監視態勢の整う前に入水することは予見できなかったから、男子児童に付き添って川遊びの予定場所へ移動したスタッフに監視および救助態勢が整うまでは児童らが入水しないよう監視を指示する注意義務が被告人戊にあったと認定した原判決には、判決に影響を及ぼすことが明らかな事実誤認がある、というものである。

【判旨】 破棄自判

福岡高等裁判所は、被告人らの事実誤認の主張を容れ、事件Ⅰの判決中の被告人乙に関する部分、および事件Ⅱの判決中の被告人戊に関する部分をいずれも破棄し、被告人両名を無罪とした（確定）。

本判決は、本件農村チャレンジキャンプの実施主体、およびその企画・実施の最終決定権者を確定し、本件川遊び場所に内在する危険の内実、それに対応する監視・救助態勢の在り方を検討するというプロセスを経て、被告人らの注意義務の有無を判断している。なお、判文中の下線、整理番号等は筆者が付したものである。

1 本件農村チャレンジキャンプの実施主体、最終決定権者について

「以上の事実関係によると、本件農村チャレンジキャンプの実施主体は、C協議会であり、その事務局に所属する伊万里市観光課の職員は、本件農村チャレンジキャンプの円滑な実施のため必要な事務処理を行うべき立場にあり、C協議会事務局長の丙は、本件農村チャレンジキャンプの企画及び実施につき、最終決定権者として責任を負うべき立場にあったといえることができる。」（中略）

むしろ、①参加児童の保護者は、伊万里市の公式ホームページを見るなどして、参加者を募集しているC協議会事務局を構成している伊万里市観光課を信頼して、本件農村チャレンジキャンプへの参加に応募しているのであり、実際、②参加児童の生命及び身体等に対する損害に対応するための損害保険は、C協議会事務局長の丙が締結しており、③被害児童が水難事故に遭うという深刻な事態が発生したときも、丙自身が本件農村チャレンジキャンプの続行中止の判断を下しているのである。実質的にみても、④甲が不満を抱きながらもオリエンテーションの時間の短縮に応じているように、I倶楽部の関係者らは、伊万里市観光課の職員らから示された方針に対して、異論を唱えることは難しかったといえることができる。」（6～7頁）

2 川遊びに内在する危険，それに応じた監視，救助態勢の在り方

「以上によると，農村チャレンジキャンプにおける川遊びは，溺水する可能性のある危険な場所はあったものの，児童の安全を確保するための監視及び救助態勢は，細目を策定するまでもなく，児童らを引率した成人スタッフら各自が，その場の状況に応じて自主的な判断で臨機応変に対応してきたのであり，過去に危険な事態が発生していないことからすると，各自が自分の置かれた状況を的確に把握して適正に対応すれば，参加児童らの安全を確保することは十分に可能であったということができる。川遊びは，本格的な登山や遠泳のように，成人の監視が必須であるような危険が付きまとうものではなく，小中学生が成人の監視がない状態で日常の遊びとしていてもおかしくないものであることから，そのような監視及び救助態勢をとったことが不適切であったということとはできない。

そして，丙を初めとする伊万里市観光課から参加した職員らも，事前に配布された資料等から，その状況を理解して，川遊びに先立つ田んぼの除草作業では，状況に応じて自発的に参加児童の安全を確保するための各自の役割を果たしていたのであり，I 倶楽部の関係者らによる事前の打合せでも，川遊びの監視に当たる者が，各自の置かれた状況を把握して対応したので足りる人数であることが確認されていたとみることができる。」(9～10頁)

3 被告人乙の注意義務違反について

(1) 本件農村チャレンジキャンプの実施主体，実施主導者について

「以上からすると，被告人乙は，被告人戊と打ち合わせて，本件農村チャレンジキャンプの企画立案に関与していたということではあるが，それは，企画立案において原案を作成する被告人戊に，地元の実情を説明して，円滑に本件農村チャレンジキャンプが実施できるようにしたにすぎないものであり，そのことから，被告人乙が，本件農村チャレンジキャンプの企画を最終決定し，その実施を主導する立場にあったと結論付けることはできない。」(12頁)

(2) 男子児童の移動を決定した主体について

「前記関係者の各供述からすると，被告人乙が1人で男子児童を先に川遊びの予定場所まで移動させることを決定したとはいえないのであり，男子児童を先に移動させることは，被告人乙を含む成人スタッフが協議して決定したと認めるのが相当である。そのことは，川遊びが，事前に定められた細目に従って実施されたり，その細目を策定した中心となる人物の状況判断に基づいて実施されたりしたものであ

なく、各自がその場の状況に応じて臨機応変に監視及び救助に対応することで実施される予定だったのであり、本件においては、川遊びのため水着に着替え終わった男子児童らが騒ぎ出し、女子児童らを待てないような不測の事態が生じて、各自による状況判断が困難になったため、関係者が協議することによって方針決定がされることになったと理解することができるのである。」(12頁)

(3) 監視および救助態勢のない状態で入水することの予見可能性の有無について

本判決は、成人スタッフおよび男子児童らの間では、先に男子児童が川遊びの予定場所まで連れて行かれても、女子児童が到着して全員が揃い、準備体操をするなどした後、川遊びが開始されるということが共通の認識になっていたこと、成人スタッフは、男子児童に同行している丙らのスタッフが、男子児童の状況を必要な範囲で把握して、不測の事態が生じたときには、それに対応することになると認識していたことを認定した上で、「被告人乙には、男子児童らが、先に川遊びの予定場所に連れて行かれたとしても、監視及び救助態勢のない状態で入水する可能性があることを予見できなかったというほかない。」として、原判決が示したような注意義務を課す前提である予見可能性を否定している(13~14頁)。

4 被告人戊の注意義務違反について

(1) 本件農村チャレンジキャンプの実施主体、実施主導者について

「本件農村チャレンジキャンプは、C協議会が実施しているのであり、上司である事務局長の丙を差し置いて、事務局の職員にすぎない被告人戊が、その全体像を把握して、実施状況の不備に対応するなど、本件農村チャレンジキャンプを主導すべき立場にあったなどということはできない。被告人戊は、本件農村チャレンジキャンプの企画立案に当たってはいたが、その最終的な責任は事務局長の丙にあったのであり、丙が、被告人戊に対して、細かい報告、企画の具体的な説明、必要に応じた企画の修正を求めていることから、直ちに被告人戊が本件農村チャレンジキャンプを主導すべき立場にあったとするのは早計である。」(14~15頁)

(2) 男子児童の移動を決定した主体について

「前記のとおり、川遊びは各自がその場の状況に応じて臨機応変に監視及び救助に対応することで実施されてきており、男子児童を先に川遊びの予定場所に移動させるのは、被告人戊及び被告人乙に他の成人スタッフが加わった協議により決定されていたのである。そうであれば、被告人戊が、K及びRに男子児童を川遊びの予定場所に連れて行くように指示し、丙にも川遊びの予定場所への移動を促したこと

が、男子児童が先に川遊びの予定場所に到着したことによって生じた被害児童の水難事故の過失責任の根拠になるものではない。」(15頁)

(3) 監視および救助態勢のない状態で入水することの予見可能性について

本判決は、被告人乙と同様に、男子児童が先に川遊びの予定場所に引率されたとしても、女子児童が到着するまでその場に待機しているものと被告人戊も認識していたこと、それに反して、男子児童らが勝手に川遊びを開始しようとしたならば、その場にいた丙ら成人スタッフがそれを制止するものと認識していたと認定した上で、「被告人戊には、男子児童らが監視及び救助態勢のない状態で入水する可能性があることを予見できなかったというほかない。」として、予見可能性を否定している(15~16頁)。

【研究】

I 本判決の意義、および問題点

本判決は、C協議会、I倶楽部という複数組織の構成員が関与する中で生じた川遊び時の事故につき、関与した構成員の注意義務の有無を段階的手法、組織関係の観察方法を駆使して判定しており、事例判断として意義がある。これは原判決でも用いられた面はあったが、⁽⁴⁾この手法による判断プロセスは、認定事実の内容に左右される面がある。実際、本判決が原判決の認定を大きく変更したことに応じて、被告人らの注意義務を判定するポイントは、原判決とは大きく異なったものとなっている。かかる手法を安定的に活用するためには、判断の分かれ目を適切に整理することが必要であろう。⁽⁵⁾

そこで、まず原判決と本判決の判断の分かれ目となった事実とともに、複数主体の注意義務を確定する判断枠組みを整理する(後記Ⅱ)。次に、上記手法の理論的な射程範囲を整理・検討することとする(後記Ⅲ)。

(4) 原判決である事件Ⅰ、事件Ⅱの分析については、稲垣悠一「遭難事故における引率者の注意義務」専修ロージャーナル13号(2017年)1頁(18頁以下)。

(5) 樋口亮介「注意義務の内容確定プロセスを基礎に置く過失犯の判断枠組み(1)~(3)」法曹時報69巻12号(2017年)1頁、70巻1号(2018年)1頁、同2号(2018年)1頁<<(1)70頁>>は、「過失の判断枠組みは、複数の判断ポイントのうち、1か所を動かすと別の箇所も動きうるという関係に立っている。」と適切な指摘をしている。このような動的な関係は、判断ポイントの前提となる事実の認定・評価に変遷がある場合にも認められる。

Ⅱ 原判決と本判決との比較

1 引率者の注意義務の種類

川遊びなど自然とのふれあいの中で生じた事故について、引率者がいる場合には、①事前計画・準備、②活動開始前の情勢判断、③活動開始後の臨機応変な情勢判断、配慮義務といった注意義務違反が問われることがある。どのような注意義務が問題となるかについては、事故原因との関係で危険の内実を確定し、それに対応した義務を導出することが重要である。⁽⁶⁾

本事案の主位的訴因では、①に相当する義務の当否が問題とされたが、原判決において排斥されている。原判決で認定された予備的訴因は、監視、救助態勢を確立する前に川遊びを開始させたことを児童の溺水の原因とし、かかる態勢の確立を主導的に果たすべき者を被告人乙、および被告人戊とした上で、その情勢判断の誤りを問題とした。これは、②に相当する義務の当否が問われたものである。⁽⁷⁾

2 原判決と本判決との判断の分かれ目

本事案では、川遊び開始前の情勢判断の当否を判断する上で、実施面の主導的立場にある者を確定する作業が重要となっている。原判決と本判決の判断の分かれ目となったと思われる重要なポイントは、次の2点である。第1点は、事故原因・危険の内実の捉え方である（判旨2、3（2）および4（2）に対応）。これは、注意義務を課す前提事情としての意味がある。第2点は、本件農村チャレンジキャンプの実施主体、および最終決定権者の捉え方である（判旨1、3（1）および4（1）に対応）。この捉え方は、段階的手法あるいは組織関係的観察方法の適用方法に関わってくる。以下、これらの判断の違いが注意義務の判断枠組みに与える影響について検討する。

(1) 事故原因・危険の内実について

過失犯の注意義務の所在を判断する前提としては、事故原因を特定することが重要である。ただ、事故原因は、事後的に確定されるものであるところ、行為時の

(6) 山岳遭難、水難の場面における引率者の注意義務について、その導出の構造と類型化、および注意義務相互の関係の分析については、稲垣・前掲注(4)1頁参照。なお、同「登山における山岳ガイドの注意義務－白馬岳『気象遭難』事件－」専修ロージャーナル12号（2016年）235頁も参照。

(7) 稲垣・前掲注(4)30頁。

「危険状態」として引き直すことが必要になる⁽⁸⁾。実務においては、対処すべき危険の内容が罪となるべき事実等に示されることがしばしばあった。学説においても、表現に若干の違いがあるにせよ、近時は、注意義務の前提として、危険の内実を示すべきとの見解が有力に主張されている⁽⁹⁾。私見では、危険の内実、①「何もの」によって設定された、②如何なる「内容」の、③どの「時点」で対処すべき危険なのかという観点で分析することが有用と思われる⁽¹⁰⁾。この内実、最終的に課せられる具体的な注意義務の内容にも影響するものである⁽¹¹⁾。

原判決は、川遊び現場における危険性につき、急激な自然環境の変化を前提としたものではなく、川遊び場所に内在する類型的な溺水の危険性⁽¹²⁾であるとしている。その上で、本件事故の原因について、

「平成19年度及び同20年度の川遊びの際に採られていた監視態勢すら採られず、成人スタッフが児童らを引率して集団行動すべきであるのにこれを分散させた結果、監視する成人スタッフが誰1人としていない状況下で児童らに川遊びをさせたことにほぼ尽きると考えるのが相当」(事件Ⅰ14頁、事件Ⅱ14頁)と判示している。そして、予定されていた引率手順、監視・救助態勢の変更への被告人らの関わりについて、

(8) 危険の内実を示す際の着目点としては、稲垣悠一「建造物の設計・施工・管理上の注意義務」専修法学論集133号(2018年)49頁(特に52~55頁)参照。

(9) 樋口・前掲注(5)「注意義務の内容確定プロセスを基礎に置く過失犯の判断枠組み(1)」27頁、山本紘之「判批」刑事法ジャーナル49号(2016年)183頁等。

(10) 稲垣・前掲注(8)53頁。旧稿(「不作為的過失と不作為犯論—注意義務確定の手法に関連して—」刑事法ジャーナル46号(2015年)24頁(28~30頁))では、事故原因の分析と起因に基づく事案類型的分析との関係がやや不明瞭であったが、現時点では、これらは注意義務設定時の危険状態の分析に収斂されると考えている。

(11) 樋口・前掲注(5)「注意義務の内容確定プロセスを基礎に置く過失犯の判断枠組み(1)」17、40頁は、注意義務設定時点での危険の内実を照らして注意義務の内容を吟味する危険比例性の視点を示す。

(12) 具体的には、「本件キャンプへの参加児童は小学3年から6年までの児童22名であって、その遊泳能力には個人差があり、予測困難な行動に出るおそれもあった上、川遊び予定場所はf川の流れて沿った距離にして90mを超え、右に湾曲するなどしている流域であったため、川への入水場所であるスロープから川遊び予定場所の下流域を見渡すことは困難であるばかりか、水深が2mを超える場所があるなどの自然河川であったのであるから、適切な監視態勢や溺れた場合の救助態勢が整わない状態で児童らを同所及びその付近で遊ばせるなどすれば、児童らがf川に入水し、水流に流されて深みにはまるなどして溺水する危険があった。」(事件Ⅰ1頁、事件Ⅱ1頁)としている。

「被告人乙が全員で移動するという当初の予定を変更して男子児童らのみを本件川遊び場所に連れていくこととし」(事件Ⅰ19頁, 事件Ⅱ20頁)

と認定し, 予定変更の主体を被告人乙としている。加えて, 原判決は, 罪となるべき事実において,

「男子児童らに付き添って川遊び予定場所に移動する成人スタッフに対して上記指示をするなどして監視態勢を整えることをしないまま予定を変更し, 他の成人スタッフに指示して他の成人スタッフの一部と男子児童ら17名だけを先に川遊び場所へ移動させて本件川遊びプログラムを開始した。」(事件Ⅰ2頁)

としている。溺水自体は, 被害児童が川の深みにはまってしまったことに原因があるが, 監視, 救助態勢を確立するなど, 川遊び場所の危険因子を除去しないまま遊泳を開始したといえるならば, 被告人乙の予定変更に起因設定に準じるものを見出すことができる。⁽¹³⁾ そうすると, 原判決は, 危険の内実につき, ①被告人乙によって設定された監視・救助態勢のない状態において, ②児童が深みにはまって溺水する危険性であり, ③「川遊び開始前」に対処すべきものと理解していると思われる。このような認定を前提とすれば, 危険源の設定それ自体を理由に, 被告人乙の注意義務(その内容は監視, 救助態勢確立の指示)を肯定することは不可能ではなであろう。

これに対し, 本判決の場合, 前記②の対処すべき危険の内容は, 判旨2で示されている川遊び現場における典型的な溺水の危険性であり, 原判決とさほど違いは無いものの, 監視, 救助態勢が必須ではないかの表現が見られる。また, ①の危険設定者の点については, 判旨3(2)および4(2)のとおり, 原判決とは異なり, 被告人乙個人ではなく, 成人スタッフの協議によると認定されている。加えて, 判旨3(3)のとおり, 被告人乙を含む成人スタッフと男子児童の中では, 男子児童移動後に「女子児童が到着して全員が揃い, 準備体操をするなどした後, 川遊びが開始されるということが共通の認識」であったとして, 予定変更による川遊びプログラムの開始を否定している。そうすると, 本判決は, 被告人乙個人による危険の設定はなかったと判断していると思われる。このような認定の下では, 当初予定の変更をしたこと, あるいはそれに関わったことを危険設定と見なして, 被告人らの注意義務を導き出すことは困難である。この点は, 判旨4(2)において明白に否定されている。

(13) 稲垣・前掲注(4)28頁。

(2) 本件農村チャレンジキャンプの実施主体・最終決定権者の捉え方

第1審では、上記の捉え方につき、検察官はC協議会とI倶楽部の共同開催であると主張し、弁護人らはC協議会の主催であると主張していた(事件I 15頁, 事件II 16頁)。原判決の判決理由中では、いずれを採用したのか直接の言及はなく曖昧であるが、罪となるべき事実において「共同開催」である旨の記載があることから、検察官の主張が採用されたものと思われる。これを前提に、原判決は、川遊びの監視・救助態勢の確立において主導的な立場にある者を割り出す上で、

「本件協議会と本件倶楽部との形式的な関係や、各成人スタッフの各組織における役職等の地位から離れて、実質的に定められなければならない」(事件I 16頁, 事件II 16頁)

との視点を示している。そして最終的に、I倶楽部の被告人乙が実施面の主導的立場にあり、C協議会の被告人戊が被告人乙に次ぐ主導的立場にあったとしている(事件I 17~18頁, 事件II 17~18頁)。この判断は、本件農村チャレンジキャンプの実施主体の点をやや曖昧にしたまま、被告人乙や被告人戊が中心となって従前のチャレンジキャンプも含む企画・立案をしてきたという職務遂行の実態を拠り所にしてしていると思われる。しかし、組織上の定めから完全に独立して職務遂行の実態だけを拠り所にして判断するかの口吻が見られ理論的に問題があった⁽¹⁴⁾。

これに対し、本判決の場合は、キャンプの実施主体はC協議会であり、その事務局長の丙が企画および実施の最終決定権者であると明示している(判旨1, 3(1)および4(1))。このように、C協議会が主催者であるとすれば、C協議会事務局長丙を主導者とした安全管理上の指揮監督関係を問題とすることになる⁽¹⁵⁾。この場合、丙の指揮監督権は、原則として、C協議会の構成員である丁、被告人戊らに及ぶことになるが、I倶楽部もC協議会構成員であることから、その限りにおいてI倶楽部に属する甲および乙らにも及び得るといえよう。もっとも、原審の事件I・IIでは、甲、丙、丁の無罪判決が確定しており、本判決では被告人乙と被告人戊の罪責のみが問題となっていることから、丙の指揮監督権の点は、その当否が正面から問われているのではなく、被告人戊の主導性を否定する事情として機能している(判旨4(1))。

(14) 稲垣・前掲注(4) 27頁。

(15) 具体的には、「丙は、C協議会事務局長として、部下の被告人乙から適切な報告がなければ、自ら報告を求めて、企画の内容や進捗状況を把握し、企画の内容に不備があれば、それを是正させるべき責任を負った立場にあった」(7頁)としている。

以上から、本判決は、本件事故の過失の有無を判断するにあたり、安全管理を負うべき組織をC協議会、その事務局長である丙を最終決定権者とする指揮監督関係の判断枠組みの中で検討する構成を採用しており、ある種のトップダウン的思考を鮮明にしたと言えよう。

3 被告人乙・戊の注意義務違反について

原判決において示された危険の内実は、前記のとおり、監視、救助態勢のないまま川遊びを開始する場合に典型的に生じうる溺水の危険性であり、被告人乙が設定した危険と認定された。やや抽象的であるが、かかる危険性は溺水による死亡という結果に至り得るものであるから、かかる結果との関係での予見可能性が肯定され、監視、救助態勢が整うまでは児童らが入水しないよう監視をスタッフに指示するという情勢判断としての注意義務があったと判断されたものと思われる。

これに対し、本判決では、現場に内在する典型的な溺水の危険性の理解には相違はないと思われるが、当初予定の変更を決定した主体が被告人乙個人ではないとされた上、成人スタッフおよび男子児童の間では、移動後女子児童を待って水遊びを開始する共通認識であったこと、成人スタッフは、男子児童に同行している丙らのスタッフが、男子児童の状況を必要な範囲で把握して、不測の事態が生じたときには、それに対応することになると認識していたことを認定し、被告人乙、および被告人戊のいずれについても、児童が入水することの予見可能性がなかったと判示している（判旨3(3)、4(3)）。

しかし、当初の予定が協議にせよ変更されたのは午後3時30分過ぎで、児童が溺水したのは同55分とされ（事件Ⅰ9～10頁、事件Ⅱ9～11頁）、最大25分に亘り成人スタッフが監視しない状況が継続していたことになる。女子児童らを待てないなどと騒ぎ出し（判旨3(2)）、水遊びを待ちわびていたと思われる男子児童らが、このような比較的長い間、果たして素直に待機し続けるかは疑問である。本判決の事実認定を前提にその結論を是認するためには、入水の予見可能性がないというよりは、むしろ、被告人乙、被告人戊が、本件農村チャレンジキャンプの最終決定権者である丙に対して男子児童移動の伝達をしたことで、男子児童の監視を丙に委譲して同人に引き受けさせた⁽¹⁶⁾と見るのが実態に即していると思われる。情報の伝達に

(16) 実際、本判決は、「丙は、C協議会事務局長として、本件農村チャレンジキャンプの実施について最も責任ある立場にあったのであり、事前に配布された資料でも川遊びの危険性は指摘されていたから、『E』から川遊びの予定場所に移動するに当たっては、男子児童がどのよう

よる注意義務の履行あるいは委譲について言及する近時の裁判例としては、「渋谷シエスパ事件」の第1審判決⁽¹⁷⁾や「町田コストコ事件」の第2審判決⁽¹⁸⁾がある。義務を果たしたかどうかは、要求される措置の過大性、危険比例性の評価とも関わるであろうが、判旨2で言及されている現場の危険の内実に照らせば、判決のいう「臨機応変な対応」として、口頭による監視の委譲という評価も可能であろう。

Ⅲ 段階的手法，組織関係的観察方法の理論射程

1 従前の裁判例と諸類型

組織体の構成員が当該組織内の対応に関して過失責任を問われた事案において、実務では、しばしば注意義務を段階的に判断する手法が用いられてきた。最高裁に

な状況に置かれているかを的確に把握しなければならなかったというべきである。少なくとも、他の成人スタッフは、男子児童に同行している丙らのスタッフが、男子児童の状況を必要な範囲で把握して、不測の事態が生じたときには、それに対応することになると認識していたとすることができる。」(13頁)とか、「丙は、事前に、本件農村チャレンジキャンプの川遊びについて、被告人戊から相談を受けて、救助用の浮き輪を用意することを決め、被告人戊に指示して、児童らに指示を周知するための笛を準備させている。また、丙は、『E』において、被告人戊から、先導するSの自動車に追従するように促されると、被告人戊に準備させた浮き輪の所在を確認し、被告人戊から準備させた笛を受け取って、Rとともに川遊びの予定場所に向かい、1、2分遅れてそこに到着している。このような男子児童らが先に川遊びの予定場所に引率された経過をみても、被告人戊は、主導的な立場で丙らに移動を指示したとみる余地はなく、各自がその場の状況に応じて臨機応変に対応するという前提で、丙らの自発的な行動を促しているのにすぎないのであり、丙は、それに応じて、浮き輪の所在を確認し、笛を受け取って、川遊びの予定場所に赴いた男子児童らの監視を引受けたと評価されるべき行動に出ている。丙が、男子児童らの声が聞こえなくなったため、F川に沿って男子児童らの所在を確認しようとしたのは、そのことの現れとすることができる。」(15頁)などと、無罪判決が確定している丙に過失責任があると言わんばかりの踏み込んだ判断を示している。

(17) 東京地判平成25年5月9日刑集70巻5号210頁。本判決は、施設内のガス滞留の原因となる結露水排出の必要性の伝達に関連して、「設計部門の担当者が設計意図を施工部門の担当者に適切に伝えるなどし、取扱説明会等で施工部門が設備の保守管理につき安全上遺漏のないように的確な説明がされるように配慮していれば、特段の事情がない限り、施工部門の担当者を信頼し、設計部門の担当者が施工部門が行う説明内容を逐一確認するなどの万全の配慮を行うまでの必要はないともいえる。」(291頁)と判示している。

(18) 東京高判平成28年10月13日LEX/DB文献番号25544699。本判決は、建築物の構造設計の変更にかかる情報の意匠設計者への伝達につき、その旨の情報の記載のある変更後構造計算書等の交付で本来はまかなわれるとして、「それだけでは足りず、被告人の設計内容を他の設計担当者らが正確に把握できるようにするため、一般の取扱いを超える措置を講ずるなどの適切な配慮をしなかったことが過失の内容になるというのは、特段の事情がない限り、通常にわか imagined 定し難い。」としている。本判決および原判決の分析は、稲垣・前掲注(8)71頁以下参照。

において段階的手法が見出せる事案としては、千日デパートビル火災事件⁽¹⁹⁾（【事件1】）、薬害エイズ厚生省ルート事件⁽²⁰⁾（【事件2】）、トラックバブ破断事件⁽²¹⁾（【事件3】）、人工砂浜陥没事件⁽²²⁾（【事件4】）が挙げられる。下級審では、古くは森永ドライミルク事件⁽²³⁾（【事件5】）、近時はパロマガス湯沸器事件⁽²⁴⁾（【事件6】）が挙げられる。

かかる手法が用いられる局面は、法人その他の組織における活動から死傷結果が生じた場合であるが、諸類型を整理すると、ある危険状態を前提に、特定組織の外面的措置が問題となる場面（類型①）、複数の組織の管理責任が併存・競合する場面（類型②）⁽²⁵⁾が挙げられる。類型①の場合は、組織としての外面的措置に向けて組織内の個人の積極的行動が要請される場面であり、まず組織としての措置を想定した上で、組織内の個人の具体的注意義務を検討するという形で適用される。類型①に属する事案としては、【事件3】、【事件5】が挙げられる。これに対し、事故に複数の組織が関与している類型②の場合は、まず、（i）組織としての安全管理が併存・競合するかを検討し、これが肯定される場合には、次に、（ii）各組織の義務の一次性、二次性が問われ、さらに、（iii）各組織内の個人への注意義務の振り分けが問題となる⁽²⁶⁾。類型②の例としては、【事件1】、【事件2】、【事件4】、【事件6】⁽²⁷⁾が挙げられよう。

(19) 最決平成2年11月29日刑集44巻8号871頁。

(20) 最決平成20年3月3日刑集62巻4号567頁。

(21) 最決平成24年2月8日刑集66巻4号200頁。

(22) 最決平成26年7月22日刑集68巻6号775頁（第2次上告審決定）。

(23) 徳島地判昭和48年11月28日刑月5巻11号1473頁（差戻し後第1審判決）。

(24) 東京地判平成22年5月11日判タ1328号241頁。

(25) 樋口亮介「注意義務の内容確定基準－比例原則に基づく義務内容の確定」高山佳奈子ほか編『山口厚先生献呈論文集』（2014年、成文堂）195頁（246頁以下）、稲垣・前掲注（10）30～31頁。同「公物管理における不作為的過失責任と注意義務の判定手法」専修法学論集124号（2015年）191頁（207頁）等。なお、樋口・同上249頁は、【類型1】に相当する局面について、「危険を回避するための措置を履行するためには会社が重大なコストを負うといった場合、当該危険防止措置は、会社自体の意思決定として行うことが要請される」として、「会社レベルで注意義務の内容を明らかにしておくことが望ましい」と指摘する。

(26) 【事件4】を素材とした詳細な段階づけとして、樋口亮介「行政主体を経由する注意義務の内容確定プロセス－明石市砂浜陥没事故事件第2次上告審を素材に－」井田良ほか編『山中敬一先生古稀祝賀論文集・第1巻』（2017年、成文堂）529頁以下。

(27) 稲垣・前掲注（10）30～32頁。駒田秀和「判解」法曹会編『最高裁判所判例解説刑事篇（平成26年度）』（平成29年、法曹会）238頁（252頁以下）も、段階的手法が見出せる判例について、ほぼ同様の整理をしている。

2 本事案の場合

本事案の場合は、先行事例に見られるような大きな組織が関与したものではないが、官民共同のC協議会とI倶楽部という組織が関わっており、その中の主導的立場の者を割り出すという意味では、段階的手法が適用可能である。そして、二つの組織が関与していることから、一見すると類型②に属するとも思われる。しかし、本事案の場合、組織が複数存在していることとは別に、「本件農村チャレンジキャンプの実施主体がC協議会なのか、I倶楽部との共催なのか」という別の次元の問題が介在していることから、段階的手法の前提部分の確定に異論があり得る事案であったといえる。

(1) 原判決の場合

原判決は、本件農村チャレンジキャンプの実施主体について曖昧であったが、結論としては共同開催と理解していたと思われる。これを前提に段階的手法を駆使するならば、以下のような分析は可能であろう。

まず、複数の実施主体の構成員が事故に関与したとして、(i) 共催主体それぞれが安全確保の注意義務を負うのかという注意義務の併存・競合の有無が問題となる。共同開催であるとするならば、これが肯定され、次に、(ii) いずれが第一次的な責任を負うのかが問われ、これが確定された場合には、(iii) 組織の中の個人への注意義務の振り分けが問題となる。これは、類型②の思考方法そのものといえる。このような思考に照らせば、危険性が内在するイベントを共同開催したこと、あるいは児童らを当該イベントに受け入れたことを根拠として、両組織による一般的な安全確保義務は肯定し得る。そして、併存・競合する義務の一次性、二次性については、前記Ⅱ・2(1)で検討した危険源への関わりに着目すれば、大筋の区分けが可能と思われる。実際、原判決では、事故原因との関わりを以て、本件キャンプ実施面の「主導性」の根拠にもしていた。⁽²⁸⁾ イベントの最終決定権者が誰であるかは措くとして、I倶楽部が本件農村チャレンジキャンプの実施主体の一部であったこと、予定変更当時、I倶楽部の甲は「E」で休んでいたこと(事件Ⅰ9頁、事件Ⅱ

(28) 具体的には、被告人乙につき、「被告人乙1人の判断で男子児童らのみをまず本件川遊び場所に連れていくことを決定し、他の成人スタッフにその旨の指示を出し、男子児童らの移動が始まったのであるから、被告人乙が主導的な立場にあ(った)」(事件Ⅰ17頁)とし、被告人戊は、男子児童らのみを川に連れていくことになった際、確認及び指示を求めた丁ら成人スタッフに対し、男子児童らを先に連れていくよう指示し、丙に対しても本件川遊び場所への移動を指示しているとして、「被告人戊は、乙に次いで本件キャンプを主導すべき立場にあったものと認めるのが相当である。」(事件Ⅱ18頁)としている。

9頁), 川遊びの実施段階における被告人乙の危険設定が認定されたことを前提とするならば, 被告人乙の注意義務を肯定したことは不当とは言えないと思われる⁽²⁹⁾。I 倶楽部の負う一般的な安全確保義務を背景とし, 危険設定という事情を結節点として浮かび上がる責任主体は被告人乙といえる。他方, 被告人戊については, 変更決定の主体そのものではない上, 原判決が示す主導性の事情も薄弱なため, 直ちに主導性を肯定することはできないであろう⁽³⁰⁾。ここでC協議会の組織的要素に目を向け, C協議会内の序列を考慮すれば, 事務局長丙の監督責任が問題となり得たと思われる。

もっとも, 過失犯の注意義務確定プロセスは一つだけではない⁽³¹⁾。原判決の認定のように危険源の設定を見出すことができるならば, 段階的手法に拘らずとも, 端的に危険設定者たる被告人乙を直接行為者とし, その他の者につき, 指揮監督権の行使の切っ掛けを見出しうる限度で監督過失を問題とする方向性もあり得たように思われる⁽³²⁾。

(2) 本判決の場合

これに対し, 本判決の場合は, 先に分析したようにC協議会が実施主体であるとしているので, 類型②の思考方法ではなく, どちらかというとな類型①の思考方法に沿い, トップダウン的な指揮監督権の問題として位置づけうる。問題は, C協議会が実施主体であるとした理由である。本判決は, その理由として, ①保護者が伊万里市観光課を信頼して参加応募していること, ②損害保険をC協議会の丙が締結していること, ③本件事故後の本件農村チャレンジキャンプの中止決定を丙が行っていること, ④実質的にみて, I 倶楽部の関係者は伊万里市観光課職員から示された方針に異議を唱えられなかったことを挙げている(判旨1)。

個人の注意義務を基礎づける前提事実, あるいは段階的手法の起点となる組織の義務を基礎づける事実の整理については, 近時「注意義務の帰属主体根拠論」の観点から, 作為不作為の区別をすることなく, 多元的な観点からの根拠づけが提唱されてお⁽³³⁾り, 参考になる。基本的には, 段階的手法の起点となる組織の注意義務を基

(29) 稲垣・前掲注(4) 28頁。

(30) このような観点から, 原判決の評釈では, 被告人戊の主導性を肯定することについて疑義を示していた(稲垣・前掲注(4) 27頁)。

(31) 樋口・前掲注(24) 556頁。

(32) 稲垣・前掲注(10) 30~32頁。

(33) 樋口・前掲注(5)「注意義務の内容確定プロセスを基礎に置く過失犯の判断枠組み(1)」33頁以下。

礎づける事情は、個人のそれより個別具体的なもの（権限、職責、ひいては職務遂行の実態）であるに比して、組織関係的なものになると思われる。たとえば、類型①の【事件3】では、組織がもたらした危険状態（三菱自工製ハブの強度不足のおそれの強さや、予測される事故の重大性、多発性）、先行する事故情報の組織的管理（ハブの輪切り破損事故の情報を組織的に秘匿し、一手に把握していたこと）が挙げられている。また、類型②の【事件4】では、国の義務は砂浜に対する所有権と事実上の管理、明石市の義務は国からの占用許可に基づく砂浜の日常管理がそれぞれ根拠とされていた。

本事案の場合、C協議会に関わる組織的なもの（①、②、④）と、丙の職務遂行の実態（③）に関わる事情が並列的に示されている。組織に関わる事情と個人に関わる事情とが重なり合うこともあることから、完全に分離することはできないにしても、極力、二つの事情は分けることが望ましい。

そこで前記の①、②、④の組織的な事情を検討するに、農山漁村におけるグリーン・ツーリズムは、国が推進するものであるから、グリーン・ツーリズムの推進協議会が農山漁村地域での受け入れの橋渡しすることはあるであろう⁽³⁴⁾、イベントに対して行政が注文を付けることは十分にあることである。しかし、実際に児童等を受入れ、具体的な安全確保を担っているのはイベント主催者や受入側であるので、①、②、④のような事情から、協議会の安全確保義務を一般化することは慎重であるべきように思われる。本事案の場合は、C協議会が、受入農村の企画を単に橋渡しをしたのに止まらず、平成19年度以降、伊万里市の事業として実施されてきた本件農村チャレンジキャンプを引き継ぎ、地元のI倶楽部の協力を仰ぎつつ児童側を受入れている面が、実施主体の判断において重視されたものと思われる。注意すべきことは、実施主体を確定したとしても、それは組織として一般的・抽象的な安全確保義務を負担することを意味するに過ぎないということである。その中の個人が負担する刑法上の注意義務の具体化は、なお残されている。本判決は、最終決定権者である丙を起点とするトップダウン的な注意義務の判断枠組みを示唆したが、やや組織的な面が強調され過ぎのきらいがある。複数主体間の注意義務を確定する場合、組織的要因を加味するにしても、現場に内在する危険状態との結び付きを分析

(34) 伊万里市C協議会が本件事故後の平成23年に作成した「安全管理マニュアル」（平成30年に改訂版が出ている）、および、「取組みフローチャート」では、安全管理義務を負う「受入側」はあくまで協議会とは別組織であり、農山漁村地域での受入の「橋渡し」であるかの位置づけである（いずれも伊万里市HP（<http://www.kite-mite-imari.jp/main/1.html>）で閲覧可能である）。

することが必要になろう。

IV 結語

水難等の遭難事故は、自然現象が関わっていることから、不可抗力により生じた不慮の事故なのか、それとも自然に由来する危険性を侮った姿勢が引き起こした人災なのか、その見極めが重要であり、引率者の刑事責任を安易に認めるべきではない。本事件では、控訴した被告人乙、被告人戊が、ある意味では、既に無罪が確定している丙の主導性を立証することで自身らの無罪を獲得する一方で、最終的には、児童の溺水による死亡の責任を誰も負わないという結末を迎えている。刑事裁判の構造上やむを得ないと言ってしまうまでもであるが、この結末は、不可抗力により生じた不慮の事故とは断定できない後味の悪いものとなっている。

前記のように、過失犯の判断枠組みは、危険の内実、予見可能性の中身、注意義務の内容などが相互に関連することから、判断ポイントを構成する事実の認定が変化することに応じて、判断枠組みが変遷し得る。本事案では、原判決と本判決とで、危険の内実の捉え方が異なった上、段階的手法を適用する起点となる実施主体の捉え方に相違があったことから、上記の問題性が端的に現われたといえる。この種の複数主体間の注意義務の有無が問題となる事案の場合、前述のように、注意義務確定のプロセスは一つだけではない。そのため、段階的手法を用いることの可否を含めて、実務的には、注意義務確定のプロセスをより意識することが必要であろうし、研究者としても、判断ポイントの変動を意識した厳密な分析が要求されよう。⁽³⁵⁾

(35) この点につき、樋口・前掲注(5)「注意義務の内容確定プロセスを基礎に置く過失犯の判断枠組み(1)」72頁の指摘は正鵠を射ている。